

総務常任委員会調査報告書

(平成 22 年 6 月定例会)

1 調査事件

収納率向上についての検証 (平成 20 年 3 月定例会で報告)

2 調査目的

平成 18 年 7 月に策定された庄内町収納率向上アクションプランの実施状況を検証し、町歳入の 2 割を占める町税の一層の収納率向上に向けて、滞納の解消やより現状にあった推進体制を確立するために調査を行い、平成 20 年 3 月定例会で報告を行った。その後、平成 22 年 6 月までの経過が、どのように取り組まれているか、検証すべく調査を実施した。

3 調査経過

平成 22 年 1 月 27 日

平成 22 年 2 月 1 日

平成 22 年 4 月 26 日

平成 22 年 5 月 17 日

4 検証結果

[前回の意見]

(1) 天災、失業などにより納税困難な対象者に対しては、基準を明確にした減免制度に改め、判定委員会等の立ち上げを早急に検討すべきである。

[検証の結果]

町税は、税条例施行規則第 21 条に個人町民税の減免基準を規定している。国保税は、減免に関する事務取扱要綱を定め、平成 21 年度より課内に「判定会議」を設置し減免申請に対応している。

[前回の意見]

(2) 滞納世帯の中でも確約書で、納付約束をしている世帯との履行に充分な時間と人員の対応ができないならば、勤務時間の弾力的運用を図り、徴収事務の向上に努めるべきである。

[検証の結果]

滞納管理電算システムを導入し、滞納者管理事務の簡素化と効率化により、職員の滞納案件への取り組み時間の増加・充実を図っている。また、昨年より嘱託徴収員一人を新規に設置し、滞納者への催告・交渉の強化充実を図っている。

今後も、職員の滞納案件への取り組み時間の充実を図りながら、徴収事務の向上に努めるべきである。

[前回の意見]

(3) 分納誓約の不履行、誠意のない滞納者や特別な理由もなく長期にわたり滞納を続ける人には、適正、公平な行政を進めるために滞納処分の強化を

図る必要がある。

[検証の結果]

町税等滞納整理の実施基準を制定し、「判定会議」を随時開催し滞納処分執行（財産差押）の決定及び対象財産の決定を行っている。

今後も、納税について誠実性を欠く者に対し、滞納を防止し、納税を促進するための制限措置を講じ、納税の公平性と徴収に対する信頼を確保すべきである。

[前回の意見]

(4) 収納方法の多様化にあたっては、24時間営業で利用しやすいコンビニ収納も視野にいれるべきである。

[検証の結果]

都市部の人口密度が高く、夜間勤務者が多いところは、有効な方法ではあるが、本町の実態では、収納率に大きな効果が望めるとは判断できない。また、イニシャルコストがかかるうえ手数料が高いため、現在導入は考えていない。金融機関によっては、近隣の支店で夜間まで営業しているところがあり、本町の納付書での受付可能な環境にあるため、今まで以上に広報等で周知に努めている。

[前回の意見]

(5) 納税の公平性、平等性を保つには、税徴収のみならず各種公共料金、使用料、手数料など各関係課相互の連携を取りながら、総合的に徴収率向上を図る必要がある。

[検証の結果]

「公共料金等収納率向上対策連絡会議」を組織し、情報の共有化を図り取り組んでいる。収納率の向上には、基幹業務システムの相互連携を行い効率性を図ることも必要であるが、多額な費用を要するため苦慮している。

しかしながら、税の公平性・平等性を保つためには、システムの連携が必要である。

[前回の意見]

(6) OCR の導入により効率化が図られたが、まだシステムの統合が図られていないものや、手書きのものも少なくない。さらに、納税者の立場に立って、書式の統合を視野に入れるべきである。

[検証の結果]

納入書データ処理の機械化は OCR 方式とあわせバーコード方式も広く活用されている状況にある。

今後、推進を検討すべきである。

[前回の意見]

(7) 立川地区の収納業務は、件数が少ないと考慮すると立川支所の職員の兼務も視野に入れるべきである。

[検証の結果]

平成20年度より、税務町民課の職員が兼務している。

総務常任委員会調査報告書

1 調査事件

財政運営についての検証 (平成 20 年 12 月定例会で報告)

2 調査目的

本町は、合併して 3 年が経過し、これから大型事業に着手する時期を迎えてるので、合併時に合併協議会で計画した新・まちづくり計画や、合併調査特別委員会で調査した財政計画に基づいた町づくりの推進による、財政運営の現況ならびに今後の財政運営のあり方について調査を行い、平成 20 年 12 月定例会で報告を行った。その後、平成 22 年 6 月定例会までの経過が、どのように取り組まれているか、検証すべく調査を実施した。

3 調査経過

平成 22 年 1 月 27 日

平成 22 年 4 月 6 日

平成 22 年 4 月 14 日

平成 22 年 4 月 26 日

平成 22 年 5 月 17 日

4 検証結果

(1) 町税について

[前回の意見]

財政基盤の強化として、徴収率の向上が重要であり、収納率向上アクションプランの推進にこれまで以上に努力すべきである。

[検証の結果]

平成 21 年度より、嘱託徴収員の配置やインターネット公売による入札の実施、税務アドバイザーの設置により、滞納繰越分の徴収率が向上している。

引き続き徴収率の向上アクションプランの推進に力を入れ、徴収率の向上に努めるべきである。

(2) 人件費について

[前回の意見]

(ア) 人件費については、合併前の旧余目町時代において「人件費は町税でまかなう」の考え方があったが、新町においても将来像としての努力目標として、人件費の削減の指標として、考慮すべきである。

[検証の結果]

職員定員適正化計画に基づいて職員数の削減に努めており、平成 22 年 4 月 1 日現在の計画における 265 人に対して 260 人となっているが、平成 20 年度決算額においては、町税が 1,973,560 千円に対して人件費が 2,157,630 千円となっている。

「人件費は町税でまかなう」という考え方をひとつの目安として、引き続き、職員定員適正化計画に基づく職員数の削減に努めるべきである。ただし現計画は、平成 22 年度までの 5 年間であるので、新たな適正化計画の策定に着手すべきである。

[前回の意見]

(イ) 給食センター設立においては、職員配置も含めその運営方式について、早急に検討すべきである。

[検証の結果]

給食センターの建設については、昨年の全員協議会で示された「平成 22 年度以降大規模(ハード)事業優先順位(案)」のとおり、平成 23 年度以降から建設場所、運営方法などの検討に入り、平成 27 年度までの完成を予定している。

[前回の意見]

(ウ) 正規職員は計画以上に削減が進んでいるが、それに変わり非正規職員が年々増員している。これは、正規職員の削減によって行政サービスが低下しないための一時的な対応と思われるが、非正規職員の増員は厳につつしむべきである。

[検証の結果]

平成 21 年度以降、緊急雇用創出事業に取り組んでいることから、臨時・パート職員を多く採用している状況である。雇用対策として国の経済対策と歩調をあわせた政策的な取り組みの結果、一時的に非正規職員の採用が増えている。

平成 22 年度で期限切れとなる行政改革大綱や集中改革プラン、アクションプランを新たに策定し、引き続き事務事業の合理化や組織機構の見直しに取り組み、非正規職員の採用は最小限にとどめるべきである。

(3) 公債費について

[前回の意見]

(ア) 韶ホールの償還については、平成 21 年度に一括償還分も合わせて 401,940 千円の償還額となり、公債費比率が 21% を超えると見込まれているが、繰り上げ償還した場合は、約 910 万円の財政メリットがあり、今年度の 9 月補正予算で、土地開発基金の 212,506 千円を減債基金に積み立てたが、繰り上げ償還すべきである。

[検証の結果]

韶ホールの償還については、平成 10 年度(H.11.3.30) 借入した分で、10 年間で半分を償還し、最終年の平成 21 年度に残り半分を一括償還するという特異な償還方法だったことから、平成 21 年度には公債費比率などの悪化が懸念されていたが、平成 20 年度に減債基金を取り崩して、一部については繰上償還を行うとともに借換を行い、後年度の負担軽減措置が図られた。

[前回の意見]

(イ) 国の特例措置の公的資金補償金免除繰上償還は利子負担の軽減がはかられ有利なため、期限付きであることからも積極的に活用すべきである。

[検証の結果]

公的資金補償金繰上償還については、平成19年度の18,300千円、平成20年度の89,600千円は既に借換済であり、平成21年度については110,000千円の借換を3月中に実施している。年利5%以上の町債については全て繰上償還を完了した。

(4) 地方交付税について

[前回の意見]

(ア) 合併にともなう主な財政支援措置として、普通交付税では合併補正と合併算定替があり、特別交付税では合併支援分があるが、合併補正是5年間の期限付きで、合併算定替は合併して11年目から5年間で保障額が減額され、合併支援分は3年間の期限付きであることから、財政運営にあたっては十分な留意が必要である。

[検証の結果]

特別交付税合併支援分については、平成17年度から平成19年度までの3年間で約540,000千円であった。普通交付税合併支援分については、平成18年度から平成22年度までの5年間で約230,000千円である。普通交付税の合併算定替については、平成18年度から平成27年度までの10年間は満額措置され、合併11年目からの5年間は徐々に減額され、合併16年目からは一本算定になる。

教育施設の耐震化や、八幡スポーツ公園、給食センターの建設など、大規模事業が計画されているうえ、社会情勢も変化しており、合併時に作成した財政計画を見直すべきである。また、財政指標に留意し、総合的な財政バランスを図りながら、合併メリットを有効に活用して、今後の町づくりを推進すべきである。

(5) 繰出金について

[前回の意見]

(ア) 特別会計への繰出金の推移を見ると年々増額している。このうち、農業集落排水事業への繰出しが、使用料などの独自財源で運営がまかなえていないことも要因があるので、使用料を下水道の使用料に合わせるなど、これまで以上に経営改善に取り組むべきである。

[検証の結果]

介護保険、後期高齢者医療保険、下水道事業特別会計の繰出金については、年々増加している。下水道事業の工事については、ほぼ完了したが、起債は30年償還の5年据置で、借り入れ6年目から元金償還が始まるところから、繰出金は、しばらく増加傾向が続く。農業集落排水事業特別会

計は、平成 21 年度に使用料金の検討を行った。今後、住民説明を行っていく予定である。

引き続き、汚泥処理対策等、経営改善に取り組むべきである。

(6) 合併特例債について

[前回の意見]

(ア) 合併特例債は充当率 95%で、元利償還金の 70%が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるということで有利な起債ではあるが、残りの約 1/3 は独自財源であるため、活用にあたっては十分な留意が必要である。

[検証の結果]

合併特例債は、これまで普通建設事業債分として、平成 17 年度の新産業創造館整備事業に 74,300 千円を活用しており、地域振興基金の積み立てとして、平成 17 年度に 570,000 千円、平成 19 年度に同じく 570,000 千円を活用している。新・まちづくり計画における財政計画では、過疎債と合わせて合併後 10 年間において町債を約 59 億円と見込んでいる。

事業の実施にあたっては、引き続き有利な起債を活用するとともに、今後もプライマリーバランスに十分留意しながら、財政運営にあたるべきである。

[前回の意見]

(イ) 合併特例債を活用した場合には、活用した額の何%かを積み立てることを検討すべきである。

[検証の結果]

合併特例債はこの間、普通建設事業債分として、新産業創造館整備事業に 74,300 千円を活用している。

自己財源の確保や借り入れ返済などのために、活用した額の何%かを積み立てることを検討すべきである。

(7) 過疎対策事業債について

[前回の意見]

(ア) 過疎対策事業債は、70%が地方交付税の基準財政需要額に参入されることから有利な起債であるが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成 21 年度で期限切れとなるため、法の延長のための要望活動に、これまで以上に力を入れるべきである。

[検証の結果]

全国的な要望行動もあって、過疎法が 6 年間延長された。

(8) 大型事業について

[前回の意見]

(ア) 今後想定される主な事業には、合わせて 4,093,000 千円の事業費が見

込まれており、その財源の内訳は、国県補助金が 527,000 千円、地方債が 2,996,000 千円、一般財源が 570,000 千円で、起債の主なものは、学校教育施設等整備事業債、過疎対策事業債、合併特例債等の起債の活用を考えられているが、事業の実施に当たっては、計画通り有利な起債を活用すべきであるが、社会情勢の変化によっては弾力的に対応すべきである。

[検証の結果]

大型事業については、「平成 22 年度以降大規模（ハード）事業優先順位（案）」にあるように、学校教育施設の耐震化を優先している。

大型事業の実施にあたっては、有利な起債を活用することはもちろんだが、住民要望の把握、社会情勢や経済情勢の変化に応じて、柔軟に対応すべきである。

[前回の意見]

(イ) 大型事業を実施するにあたっては、地方債の償還や維持管理費、あるいは、普通交付税が合併 11 年目から段階的に減額されることなども考慮し、財政状況を見通して取り組むべきである。

[検証の結果]

単なる建設費や事業費などインシャルコストばかりでなく、後年度の維持管理費などのランニングコストや長期的な財政状況まで考慮しながら、住民要望にあった施設のあり方や運営方法を十分に検討して取り組むべきである。

(9) 臨空工業団地の債務負担行為について

[前回の意見]

(ア) 公社の経営健全化計画は、計画期間が平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間となっており、計画期間に販売努力をして売れ残った土地については基本的に町が買い取ることとなっている。しかし、強制力はなく、協議しだいで町が買い取るかは現段階では未定である。財政運営上考慮すべきことであり、計画の残り期間があるのでこれまで以上に販売努力をすべきである。

[検証の結果]

臨空工業団地あまるめは、分譲対象区画として 14 区画中、現在 8 区画が未処分区画として残っている。平成 21 年 6 月より分譲価格を 25% ほど値下げしており、販売拡大に向けて努力している。商工観光課との連携を図りながら、町のホームページに分譲概要を掲載したり、庄内町企業振興条例による用地取得助成金など優遇措置を PR するなど、引き続き販売努力を図っている。

(10) ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）について

[前回の意見]

(ア) ふるさと応援寄附金は、自主財源の確保として有効であり、引き続き

推進すべきである。

[検証の結果]

平成 20 年 7 月より開始した「ふるさと応援寄附金」は、平成 20 年度は 20 件の 1,145,617 円、平成 21 年度は 21 件の 1,242,135 円の実績となっている。寄附をいただいた方には、「オリジナル銅製写真立て」と「ふるさと写真セット」を謝礼品として送付している。2 回目以降の寄附に対しては「庄内町特産物詰め合わせ」を送付している。

今後も推進の一環として、東京庄内会総会の案内に合わせ PR チラシを送付するなどして、引き続き推進を図るべきである。

(11) 町有財産について

[前回の意見]

(ア) 町有財産の遊休施設や遊休用地を積極的に売却あるいは貸付を進め、財源確保と維持費の削減をはかるべきである。

[検証の結果]

町のホームページや広報に掲載したり、現地に看板を設置し、積極的に情報提供を図りながら PR している。

それぞれの物件の状況に応じて購入しやすいように、土地を分割しての売却や貸付するなど、利用しやすいよう工夫し、遊休財産の処分と財源確保に努めるべきである。

(12) 基金について

[前回の意見]

(ア) 8 月に発生した大雨被害に対する災害復旧費の補正は、9 月定例会と 10 月の臨時会及び 10 月 31 日の専決処分を合わせて総額 322,742 千円となっている。今後の災害に備えて基金の積立を検討すべきである。

[検証の結果]

現在、災害が発生した場合に対応する基金の積み立ては行っていないが、財政調整基金は、緊急時の対応にも活用できる基金である。

財政調整基金で対応できるのであれば、その確保に努力すべきである。

[前回の意見]

(イ) 地域振興基金は、町民の連携の強化及び地域振興をはかるために活用される基金があるので、有効に活用すべきである。

[検証の結果]

地域振興基金は、合併による優遇措置のひとつとして認められた地域振興を図るための基金である。平成 17 年度と平成 19 年度に 6 億円ずつの計 12 億円を積み立てている。

今後の財政状況を見ながら有効に活用すべきである。

(13) 財政指標について

[前回の意見]

(ア) 財政力指数は、類似団体と比較して大幅に低い値となっているうえ、経常収支比率が年々悪化しており、プライマリーバランスに留意し、基金の取り崩しに頼らない財政運営に今後も努力すべきである。

[検証の結果]

財政力指数は、類似団体と比較して低い数値となっている。経常収支比率は、年々増加傾向にある。

今後の社会情勢や、経済情勢等変化を見ながら、プライマリーバランスに十分留意し、引き続き健全な財政運営に努めるべきである。

(14) 自治体財政健全化法（財政指標比率）について

[前回の意見]

(ア) 5つの財政指標比率のいずれも健全段階にあり、今後も維持するため努力すべきである。

[検証の結果]

平成19年度決算からの指標を公表している。

今後も財政の健全化を図り、指標の情報開示を行うべきである。

(15) 公会計について

[前回の意見]

(ア) 本町においては、平成21年度財務会計の更新を予定しており、それに合わせた形で作成システムの導入を検討しているが、単に作成するだけでなく、内容を理解し工夫するなどして、町民への町政の説明資料に活用するなど、4表の活用方法を検討すべきである。

[検証の結果]

町村の場合は、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書の4表を整備し、平成22年度決算分を平成23年度まで公表することになっている。現在、平成23年度までの作成を待たずに公表できるよう準備に取りかかっている。その活用方法については、住民にわかりやすく公表できるように検討中である。

H22.4.12現在

庄内町の主な財政指標(決算統計要領による)

(単位:千円、%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	高畠町 (H20)	河北町 (H20)	類似団体 (H20平均値)
歳入総額	10,581,612	9,673,850	10,295,471	11,298,813	9,834,962	6,694,112	10,116,472
歳出総額	10,269,283	9,274,900	10,012,788	10,285,474	9,435,493	6,554,419	9,556,107
歳入歳出差引額	312,329	398,950	282,683	1,013,339	399,469	139,693	560,365
翌年度繰越財源	66,862	8,115	2,796	686,336	38,156	20,867	131,148
実質収支	245,467	390,835	279,887	327,003	361,313	118,826	429,217
単年度収支	245,467	145,368	△ 110,948	47,116	△ 38,487	△ 12,586	
積立金(財調)	577	731	1,870	72,207	212,512	982	
繰上償還金(任意)	0	0	103	211,326	17,494	853	
積立金(財調)取崩	38,000	0	0	204,000	170,906	0	
実質単年度収支	208,044	146,099	△ 108,975	126,649	20,613	△ 10,751	
標準財政規模	6,362,127	6,414,976	6,413,140	6,830,918	6,496,699	4,736,362	6,883,651
基準財政収入額(一本算定・錯誤前)	1,895,889	1,930,820	1,897,413	1,863,694	2,263,716	1,875,185	3,971,959
基準財政需要額(一本算定・錯誤前)	5,810,337	5,535,284	5,518,424	5,574,474	5,641,462	3,999,579	4,780,225
財政力指数(3力年)	0.320	0.331	0.340	0.342	0.41	0.48	0.83
実質収支比率(単年度)	3.9	6.1	4.1	4.8	5.6	2.5	6.5
経常収支比率(単年度)	92.7	93.5	94.7	94.6	95.8	94.0	83.5
うち							
人件費	31.1	30.7	29.4	28.8	33.0	26.4	24.6
物件費	10.5	11.0	11.2	11.0	11.5	12.4	12.7
維持補修費	2.3	1.7	3.0	2.5	2.3	1.2	0.9
扶助費	2.8	2.7	3.4	3.4	4.2	4.4	5.5
補助費等	10.2	10.2	10.1	9.2	8.7	10.7	14.2
公債費	25.2	24.8	24.1	22.8	20.1	19.4	15.3
繰出金	10.5	12.4	13.4	16.7	16.0	19.4	10.3
公債費比率(単年度)	19.6	18.4	17.3	15.9			
起債制限比率(3力年)	13.8	14.0	13.8	13.2			
積立金現在高(一般会計)	2,986,043	3,011,004	3,609,091	3,416,038	596,450	1,109,661	
うち							
財政調整基金	437,557	438,288	440,158	308,365	213,984	412,943	
減債基金	468,478	529,231	622,351	562,793	91,119	20,451	
その他特定目的基金	2,080,008	2,043,485	2,546,582	2,544,880	291,347	676,267	
地方債現在高	13,539,010	13,075,330	12,984,816	12,267,258	10,164,537	7,949,282	
債務負担行為限度額	1,116,483	1,058,559	958,718	1,007,228	917,281	212,726	
公債費負担比率(単年度)	21.5	21.8	21.0	20.1	17.0	17.5	13.5
実質公債費比率(3力年)	16.9	17.3	16.4	16.6	19.2	16.9	10.9